

# 『古事記』音読注の「重複」「矛盾」をめぐって

辻 憲 男

『古事記』の「音読注」<sup>(1)</sup>や「訓注」の有する諸問題については、夙く安藤正次・倉野憲司氏の先駆的研究<sup>(2)</sup>があるが、近年特にこれを取り上げたものとして、武井睦雄、毛利正守、小松英雄、西宮一民、神野志隆光、久田泉、木田章義ら諸氏の論考<sup>(3)</sup>が公けにされた。かつて倉野氏が指摘された疑問の一つは、音読注の例で言えば、本文中の同一の語句・字句に係る、

(一)「伊都」「宇都志」「意礼」「多迦斯理」「波迹」「刀弁」「湏賣伊呂」「那豆美」の場合の如き、注記の重複

(二)「那藝」「宇氣比」「那理」「色許」の場合の如き、「下效此」の指示の前後矛盾

(三)「神倭伊波礼毗古命」の場合の如き、初出の箇所<sup>(4)</sup>に注せず、後出の箇所<sup>(5)</sup>に注する矛盾

であつて(詳しくは後掲)、これを氏は「古事記の訓注(ここでは音読注と訓注とを一括した称——引用者注)が唯一人の手によつて施されたものでなく、二人以上の人々によつて加へられたものであることを雄弁に物語つてゐる」と解されたのであつた。これに対して毛利氏(a b)は、音読注を「安万侶が原古事記の文字を積極的に音仮名に書きかえたとき、及びあらたに音仮名をつけ加えたとき、自分がとつた態度を明記するために施した注」と捉え、一方

「原古事記」ですでに仮名書きになっていた部分にはそれが付されなかった、として、右のような「重複」や「矛盾」を統一的に解決しようとした。この「書き換え・書き加え」説はしかしその後、通説に拠る小松・西宮氏によつて批判され——この間に毛利氏の再説（b）もあつたが、最近の神野志・久田氏の論考においてもほぼ通説の線に沿つてその解決が図られてきているようである。

ここに言う通説とは、音読注は仮名表記の文字（箇所）を明示して読みやすくするための注であるとする立場である。しかしもし毛利氏の先の「仮説」に拠らないのであれば、われわれはこれら音読注が実際にそのような機能を正しく果しているかどうかを個々について検証しておく必要があるだろう。すでに訓注については小松氏が、また「下效此」の場合については久田氏がこれを試みられたのであるが、なお右の「重複」や「矛盾」の実態と意味は具体的に確かめられたとは言ひ難いようである。私見によれば、従来「重複」や「矛盾」とされた例のうちには、各々の文脈において必然の理由が考えられるものが多くある。いったい「重複」と言い「矛盾」と言い、つまりはわれわれの判断に過ぎないという見方も一方にはあり得るのである。本稿では右の（一）と（三）の類に限つてこれを述べることにした。

## —

初めに右の（一）の「重複」の例をすべて掲げる（<sup>4</sup>（二）の項に挙げられた例も含まれる）。引用本文は西宮一民氏編桜楓社刊『古事記』により、下に巻と頁を記す。

## ①大ゲツヒメ

②粟國謂大宜都比賣<sub>以音</sub>（上29）

③次生大宜都比賣神<sub>此神名以音</sub>（上31）

③ 娶<sub>二</sub>大氣都<sub>一</sub>比賣<sub>下四字</sub>神<sub>一</sub> (上64)

② ナギ

② 生神名沫那藝神<sub>那藝二字以音下效此</sub> (上31)

② 是者草那藝之大刀也<sub>那藝二字以音</sub> (上49)

③ 賜<sub>二</sub>草那藝<sub>一</sub>釵<sub>那藝二字以音</sub> (中131)

③ ハニ

② 次於<sub>レ</sub>屎成神名波迹夜須毗古神<sub>此神名以音</sub> 次波迹夜須毗賣神<sub>此神名亦以音</sub> (上32)

② 入<sub>二</sub>海底<sub>一</sub> 乍<sub>二</sub>出底之波迹<sub>一</sub><sub>此二字以音</sub> (上72)

③ 我之庶兄建波迹安王起<sub>二</sub>邪心<sub>一</sub>之表耳<sub>波迹二字以音</sub> (中113)

④ イツ

② 亦名謂<sub>二</sub>伊都之尾羽張<sub>一</sub><sub>伊都二字以音</sub> (上34)

② 亦所<sub>レ</sub>取<sub>二</sub>佩伊都<sub>一</sub><sub>此二字以音</sub> 之竹鞞<sub>一</sub>而 (上41)

③ 伊都<sub>二字以音</sub> 之男建<sub>訓建云多祁夫</sub> (上41)

① 名伊都之尾羽張神是可<sub>レ</sub>遣<sub>伊都二字以音</sub> (上69)

③ 伊都能知和岐知和岐<sub>自伊以下十字以音</sub> (上75)

⑤ ケリ

② 吾者到<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>伊那志許米上志許米岐<sub>此九字以音</sub> 穢國<sub>一</sub>而<sub>二</sub>在祁理<sub>此二字以音</sub> (上37)

② 我子者不<sub>レ</sub>死有祁理<sub>此二字以音下效此</sub> (上68)

## ⑥ ウツシ

① 宇都志伎上此四字以音 青人草(上36)

② 其綿津見神之子宇都志日金析命之子孫也字都志三字以音(上38~39)

③ 亦名謂三字都志國玉神字都志三字以音(上51)

## ⑦ イツク

① 阿曇連等之祖神以伊都久神也伊以下三字以音下效此(上38)

② 近淡海之御上祝以伊都玖此三字以音(中107)

## ⑧ ナヅミ

① 於三向股二踏那豆美此三字以音(上41)

② 入三其海塩二而那豆美此三字以音 行時(中138)

## ⑨ ウケヒ

① 各字氣比而生子自字以下三字以音下效此(上41)

② 字氣比弓自字下四字以音 貢進(上78)

③ 令三字氣比白字氣比三字以音(中122)

## ⑩ シコ男

① 亦名謂三葦原色許男神色許二字以音(上51)

② 穗積臣等之祖内色許男命色許二字以音下效此(中105)

## ⑪ ヒレ

㉑ 以ニ蛇比礼二字以音(上54)

㉒ 又振レ浪比礼比礼二字以音下效此切レ浪比礼(中160)

⑫ オレ

㉓ 意礼二字以音為ニ大國主神一(上56)

㉔ 於ニ大殿内ニ者意礼此二字以音先入(中94)

⑬ フトシリ・⑭ タカシリ

㉕ 於ニ底津石根ニ宮柱布刀斯理此四字以音於ニ高天原ニ氷椽多迦斯理此四字以音而(上56)

㉖ 於ニ底津石根ニ宮柱布斗斯理此四字以音於ニ高天原ニ氷木多迦斯理多迦斯理四字以音而(上72)

⑮ ヒヒラ木

㉗ 比ニ羅木之其花麻豆美神木上三字花下三字以音(上61)

㉘ 給ニ比ニ羅木之八尋矛比ニ羅三字以音(中131)

⑯ イタクサヤギテ

㉙ 伊多久佐夜藝弓此七字以音有那理此二字以音下效此(上65)

㉚ 伊多玖佐夜藝帝阿理那理此十一字以音(中91)

⑰ ナリ

㉛ 伊多久佐夜藝弓此七字以音有那理此二字以音下效此(上65)

㉜ 是者天皇坐那理此二字以音(中151)

⑱ 八十ビラカ

㉑ 作三天八十毗良迦此三字以音而(上72)

㉒ 作三天之八十毗羅詞此三字以音也(中111)

⑲ — トベ

㉓ 木國造名荒河刀弁之女刀弁二字以音(中109)

㉔ 山代大國之瀨之女菴羽田刀弁此二字以音(中116)

⑳ スメイロ大中日子王

㉕ 名瀨賣伊呂大中日子王自瀨至呂四字以音之女(中126)

㉖ 生子瀨賣伊呂大中日子王自瀨至呂四字以音(中140)

以上二十組、下巻に関わる例はない。まずこれらのうちには二様の「重複」のしかたのあることが認められる。即ち、

(A) 別語(神名・人名を含む)であるが、その一部分が仮名表記であるために共通重複する場合……⑥⑩⑱

(B) 同一語句(神名・人名を含む)が重出する場合……④⑤⑦⑧⑨⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑳

である(ただし①②③については後に別に述べる)。しかし右の(A)の類は正確な意味では「重複」とは呼び難いものである。文字面はそれぞれ一部が共通しているけれども、音読注はあくまで一語単位で付されたものと基本的に理解すべきだろうからである。これを⑥の例で言うならば、㉕「宇都志日金析命」は勿論「宇都志」+「日金析命」の二語ではないし、㉓の「宇都志國玉神」もまた「宇都志」+「國玉神」であるのではない。いずれも「音仮名十訓」の交用表記の、しかも別の神の名(各一語)であったから、両方に注が付されているのが当然なのである。だからこの神名の構成要素としての「宇都志」とは別に、一語としての㉓「宇都志伎」に注が付されていても、「重複」と考えるべきではないのである。神名の場合には神名のあとに、㉓の場合は「青人草」との間に注があるこ

とは、このような一語の意識を証するものであろう。なお神代紀上にも同様に「顕國玉神」および「顕見蒼生」の訓注としてウツシ・ウツシキの語が見えている。(A)の他の二例⑩と⑲についても同断である。

さて(B)の類はさらに次の二種に分けられよう。

(イ) 上巻・中巻に各一例あるもの……⑦⑧⑨⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱

(ロ) 上巻または中巻に偏在しているもの……④⑤⑬⑭⑲⑳

(⑨を(イ)に属させる理由はその条に言う)

ここで、(イ)の類の場合は、上巻と中巻との間に「重複」の意識がなかったのではないかという推測が生れるかもしれない。つまり、巻が変われば改めて注記するのをむしろ原則とした(従って「重複」ではない)と考えるわけである。しかし今は倉野氏以下の諸氏の「重複」とする見方に沿って論を進める。便宜のために(イ)を⑮⑧⑱⑯⑰⑱⑲⑳、(ロ)を④⑤⑬⑭⑲⑳の順に取りあげ、残された問題については後にまとめて述べることにする。

まず(イ)の⑮⑧は、(A)の例と同様に厳密な意味では「重複」の枠を外れるものであろう。⑮のa「比々羅木之其花麻豆美神」と⑧「比々羅木之八尋矛」の場合、後者の「比々羅木」が「八尋矛」の修飾語である(ヒヒラギの葉のような形の、鋭さと呪力を持った、あるいはヒヒラギ製の)のに対して、前者のそれはこの神名の構成要素として欠かせない木の名である。即ち「比々羅木之其花」の神であって、一般の「花」の神なのではない。aの「木上三字花下三字以音」という注記も、「音仮名+訓+音仮名+(神)」という交用表記の読みにくさに対する配慮から、どの文字を音読すべきかをまず指示したものであろう。まして上代においてはヒヒラギの訓表記は未だ定着していなかった。同じ植物名が前出したからと言って、後者に注を付さないわけでもあるまい。

⑧のa「踏那豆美」と⑧「那豆美行」は複合語の例である。これらも「踏み、なづみ」(二語)ではなく、「なづみ、行く」(二語)でもなかったから、各々一語としてその一部分(後項または前項)を仮名表記し注記したものと考

えることができよう。

同じく⑱の「天八十毗良迦」「天之八十毗羅訶」も、「平瓮」という訓表記が定着していなかったために重出しているものであろう。なお神武紀の訓注にもヒラカと見える。

⑯の①「伊多久佐夜藝旦(有那理)」と②「伊多玖佐夜藝帝阿理那理」は、同一詞句ではあるが音読すべき文字数が異なる。七字の①が前出するので、十一字の②では「阿理那理」の四字分だけが初出であるとも言えようが、上の七字を仮名表記する以上は、下の四字だけを指示することができない。②はまとめて「此十一字以音」と注記したのである。

次の⑪⑫は一方の注に「下效此」を伴う場合である。⑪のヒレは天武紀下にも訓注があるから、訓表記の定まりにくかった語の一つなのであろう。①②の前後を引用すれば、

②於<sup>レ</sup>是其妻須勢理毗賣命以<sup>三</sup>蛇比礼<sup>一</sup> 以<sup>二</sup>音授<sup>三</sup>其夫云其蛇將<sup>レ</sup>咋以<sup>三</sup>此比礼<sup>一</sup>三 挙打撥故如<sup>レ</sup> 教者蛇自静故平寝出之  
亦来日夜者入<sup>二</sup>與公与<sup>レ</sup>蜂室<sup>二</sup>亦授<sup>三</sup>與公蜂之比礼<sup>一</sup> 教如<sup>レ</sup>先故平出之

③又振<sup>レ</sup>浪比礼 比礼二字以音下效此 切<sup>レ</sup>浪比礼振<sup>レ</sup>風比礼切<sup>レ</sup>風比礼

である。③の「下效此」の及ぶ字句が直下の三箇所であることは明らかであるが、①では後に二度出てくるのに「下效此」とは書かれていない。これは、仮名表記が間隔を置いて出る(比較的読みやすい)①に対して、③では訓音交互の繰り返して読みにくくなっている、そのような文字連続の違いへの配慮であろうか。

⑰のナリは、いわゆる口頭詞章中の和語(伝聞・推定のナリ)を残すための仮名表記と考えられる。ここでの不審は、①の「下效此」の適用される箇所が下文に見当らないことである。上巻には①以後にそれらしい会話文がなく、中巻の③には改めて音読注があるのでそこまでは及ばない。あるいは撰録・改修の際の錯誤かとも思われるが、根拠は乏しい(後述)。



⑦⑨も「下效此」を伴う。⑦のイックと関わる、音読注のない例は、

①此三柱神者胸形君等之以伊都久三前大神者也(上43)

②吾者伊都岐奉于倭之青垣東山上(上63)

③此之鏡者專為我御魂而如拜吾前伊都岐奉(上75)

④若坐出雲之石碕之會宮葦原色許男大神以伊都玖之祝大庭乎(中123)

の四箇所がある。⑦の②の「下效此」が①にのみ適用されて②③には及ばないと解されること、久田論考の言うとおりであろう。②③はともに神勅の中の「伊都岐奉」であり、②や③の「以伊都久」(訓+音)よりも読みやすかつたという面もあろう。他方、中巻では④に注が付されず、④にも「下效此」がないのは注目される。

⑨に関わるウケヒの場合もこれと同様の問題を含む。音読注がないのは、

①(②に続いて)故尔各中置天安河一而宇氣布時(上42)

②(③に続いて)因拜此大神誠有驗者住是鷺巢池之樹鷺乎宇氣比落如此詔之時其鷺墮地死又詔之宇氣比活尔者更活又在甜白禱之前葉廣熊白禱令宇氣比枯亦令宇氣比生(中122)

③進出於斗賀野為宇氣比獺一也(中145)

⑨の②の「下效此」が支配するのはやはり直後の①の「宇氣布」だけである。⑥の「宇氣比弓」に改めて注があるのは、「弓」が加わって文字数が増えたためであろう。前述の⑬の場合と同じく、厳密な意味では②との「重複」ではなく、除外して考えるべきものと思われる。中巻の④の四例は③と一連の文章であるが、③に「下效此」はない。④は③から離れているが、注記がない。

⑫のオレは、いわゆる地の文では用いられることのない口頭語である(神武紀にも訓注がある)。②③に「下效此」の注記はないが、⑥よりあとに、音読注のない箇所が、

① 意礼熊曾建二人不<sub>レ</sub>伏無<sub>レ</sub>礼聞看而取<sub>二</sub>殺意礼<sub>一</sub>詔而遣(中129)の二例ある。

以上⑦⑨⑫は、上巻・中巻の初出箇所のみ音読注が付されている場合である。ここから、上巻に出た語も中巻では改めて施注するが、中巻では「下效此」がなくても再出する、という原則的なものが導かれよう。

次に(口)の類を見よう。④のイツの場合は上巻の五例ともに注が付されている。このうち㉔は文字数が異なるので改めて注記されたもの。前述⑩の場合と同じく除外してよい。さて㉕「伊都之竹輶」と㉖「伊都之男建」は、近接していながら両方に注記があるから、いわゆる「重複」というような意識はなかったものと思われる。この部分、天照大御神の武装についての口頭の詞章を生かしたところであり、神代紀上にも同じ文脈で、「稜威之高輶稜威此云伊都」  
「稜威之雄誥雄誥此云鳴多穆眉」と出ている。紀では初出箇所のみ注記し、記の方式とは異なるが、やはりこのイツの訓表記も未だ定着していなかったことが推測されよう。残る㉗と㉘は同一神名の重出である。

⑤のケリは、前述⑯のナリと同じく会話文中の和語の仮名表記の重出である。この他、㉙よりあとに、音読注のない箇所が、

① (㉙に続いて) 我君者不<sub>レ</sub>死坐祚理(上68)

㉚ 於<sub>二</sub>大倭國<sub>一</sub>益<sub>二</sub>吾<sub>一</sub>二人而建男者坐祚理(中129)

の二例ある。①には㉙の「下效此」が及ぶが、中巻の㉚には及ばない。

⑬⑭は訓音交互に現れる成句の重出である。ともに大国主神の鎮座について語る会話文中に出るが、この他は㉛よりあとに、音読注のない、

① 於<sub>二</sub>底津石根<sub>一</sub>宮柱布斗斯理於<sub>二</sub>高天原<sub>一</sub>氷椽多迦斯理而坐也(上76)がある。

⑳は中巻の「音仮名十訓十(王)」の人名の重出である。

先に(A)(B)いずれにも入れなかった①②③について述べよう。まず②のナギの三例のうち、a「沫那藝神」は⑤⑥の「草那藝——」とは別語であるから、除外することができる。そうすれば、⑤⑥は右に言う(B)の(イ)の上巻一例・中巻一例の類に属することになる。この他には⑤よりあと、音読注のない箇所が、

①其遠岐斯此三字以音八尺勾瑤鏡及草那藝釵(上75)  
の一例ある。

次に①の大ゲツヒメの三例のうち、aは「粟國」の名として出るから、神名の⑤⑥と同列に扱ってよいかどうかに疑問が残る。⑤⑥は系譜記事における重出である。他に⑤⑥の間に、音読注のない箇所、

①又食物乞ニ大氣都比賣神一余大氣都比賣自ニ鼻口及尻一種々味物取出而種々作具而進時速瀆佐之男命立ニ伺其態一  
為ニ穢汗一而奉進乃殺ニ其大宜津比賣神一(上47)

がある。これは食物起源神話として、スサノヲの高天原追放ノ八俣ノヲロチ退治の間に挿入されたことが指摘されているものである。あるいはそのゆえに注記がないのであろうか。

③のハニの場合はそれぞれ別語である。aの「波迩夜瀆毗古神」「波迩夜瀆毗賣神」の神名、⑥の泥土はに、⑦の「建波迩安王」の人名、各々注が付されていても「重複」とは考えられない。他に⑦の前に、音読注のない箇所、

①又娶ニ河内青玉之女名波迩夜瀆毗賣一生御子建波迩夜瀆毗古命柱一(中105)  
があるが、これは次節に「矛盾」の例(6)として取りあげる。

さて以上(口)の類と①②③を通じて、残された「重複」の例を整理すると、

①大ゲツヒメ

b(上31)……c(上64)

④ イツ之尾羽張

①(上34)……④(上69)

⑤ ケリ

①(上37)……⑤(上68)

⑬⑭ フトシリ・タカシリ

①(上56)……⑬(上72)

⑳ スメイロ大中日子王

①(中126)……⑬(中140)

のようになる。これらが言わば真の意味の「重複」の例であろう。なお以下は仮説に過ぎないが、右のように上巻においては56頁以前と64頁以降との間に一線が画されているようにも見える。上巻の半ば、つまり天孫降臨段の前後で、音読注のあり方に変化が起っているのだろうか。先に挙げた音読注のない⑬⑭の①(上76)や②の①(上75)、また保留しておいた⑬⑭のナリ(上65)の不審も、あるいはこのことと根が同じ問題であるかもしれない。

## 二

(三)の「矛盾」の例は次の十一例である(参考のために、音読注が出た後に同一語句が再出する箇所を併せ掲げる。ただし(3)については省略した)。

(1) サヌキ

(a) 讚岐國謂<sub>二</sub>飯依比古<sub>一</sub>(上29)(b) 其兄比古由牟湏美王之子大箇木垂根王次讚岐垂根王<sub>二</sub>王讚岐<sub>二</sub>字以音(中107)

(2) イロ——

(a) 吾者天照大御神之伊呂勢者也<sub>二</sub>自伊下三<sub>三</sub>字以音(上48)

(b) 故阿治志貴高日子根神者忿而飛去之時其伊呂妹高比賣命(上69)

(c) 神倭伊波礼毗古命<sub>二</sub>自伊下五<sub>三</sub>字以音<sub>一</sub>與<sub>二</sub>其伊呂兄五瀬命<sub>二</sub>上伊呂二<sub>三</sub>字以音<sub>一</sub>(中89)

- (d) 沙本毗賣命之兄沙本毗古王問其伊呂妹曰(中117)
  - (e) 然遂殺其沙本比古王其伊呂妹亦從也(中120)
  - (f) 於是其伊呂弟水齒別命參赴令謁(下179)
  - (g) 未即位之間奸其伊呂妹輕大郎女而(下184)
  - (h) 我天皇之御子於伊呂兄王無及兵(下185)
  - (i) 天皇為伊呂弟大長谷王子而(下188)
  - (j) 遣人之時其伊呂兄意祁命奏言(下209)
- (3) スセリ――
- (a) 其女湏勢理毗賣出見(上54)
  - (b) 次生子名火湏勢理命湏勢理三字以音(上79)
- (4) 神倭イハレビコ
- (a) 次若御毛沼命亦名豐御毛沼命亦名神倭伊波礼毗古命(上86～87)
  - (b) 神倭伊波礼毗古命自伊下五字以音(中89)
  - (c) 故神倭伊波礼毗古命從其地廻幸(中91)
  - (d) 余神倭伊波礼毗古命儻忽為遠延(中91)
  - (e) 此神倭伊波礼毗古天皇御年(中101)
- (5) アレ
- (a) 然而阿礼坐之御子名日子八井命次神八井耳命次神沼河耳命三柱(中99)
  - (b) 渡三三紫國其御子者阿礼坐阿礼二字以音故号其御子生地謂三守美也(中144)

(6) ハニ

(a) 又娶<sub>二</sub>河内青玉之女名波<sub>一</sub>迺夜須毗賣<sub>一</sub>生御子建波迺夜須毗古命<sub>一</sub> (中105)(b) 我之庶兄建波迺安王起<sub>二</sub>邪心<sub>一</sub>之表耳<sub>一</sub> 波迺<sub>二</sub>字以音<sub>一</sub> (中113)

(7) フタデノイリビメ

(a) 次石衝毗賣命亦名布多遲能伊理毗賣命 (中116)

(b) 次布多遲能伊理毗賣命者 為倭建命之后 (中117)(c) 此倭建命娶<sub>二</sub>伊玖米天皇之女布多遲能伊理毗賣命<sub>一</sub> 自布下八字以音 (中139)

(8) イナビノ一郎女

(a) 此天皇娶<sub>二</sub>吉備臣等之祖若建吉備津日子之女名針間之伊上那毗能大郎女<sub>一</sub> (中125)(b) 又娶<sub>二</sub>伊那毗能大郎女之弟伊那毗能若郎女<sub>一</sub> 自伊下四字以音 (中126)

(9) イザ

(a) 於<sub>レ</sub>是倭建命詔<sub>三</sub>云伊奢合<sub>レ</sub>刀 (中130)(b) 余坐<sub>二</sub>其地<sub>一</sub>伊奢沙和氣大神之命 (中146)(c) 故高木之入日賣之子額田大中日子命次大山守命次伊奢之真若命 伊奢<sub>二</sub>字以音<sub>一</sub> (中148)(d) 生御子伊奢能麻和迦王 柱<sub>一</sub> (中149)

(10) ホムダ

(a) 生御子品夜和氣命次大軻和氣命亦名品陀和氣命 柱<sub>二</sub> (中141)(b) 品陀和氣命坐<sub>二</sub>輕嶋之明宮<sub>一</sub> (中148)(c) 此天皇娶<sub>二</sub>品它真若王<sub>一</sub> 品它<sub>二</sub>字以音<sub>一</sub>之女三柱女王 (中略) 此女王等之父品它真若王者五百木之入日子命娶尾張連之祖建伊那陀宿禰之女志理都紀斗賣生子者也 (中148)

(11) ウヂノワキ郎子

(a) 生御子宇遲能<sub>和紀</sub>郎子(中148)

(b) 天皇所以發是問者宇遲能<sub>和紀</sub>郎子有令治天下之心也(中149)

(c) 宇遲能<sub>和紀</sub>郎子所<sub>知</sub>天津日繼<sub>也</sub>(中150)

(d) 生御子宇遲能<sub>和紀</sub>郎子也(中152)

(e) 以<sub>三</sub>天下<sub>一</sub>讓<sub>三</sub>宇遲能<sub>和紀</sub>郎子<sub>一</sub>(中155)

(f) 令<sub>レ</sub>告<sub>三</sub>宇遲能<sub>和紀</sub>郎子<sub>一</sub>(中156)

(g) 大雀命與<sub>三</sub>宇遲能<sub>和紀</sub>郎子<sub>二</sub>柱(中158)

(h) 然宇遲能<sub>和紀</sub>郎子者早崩(中158)

(2)(5)以外は神名・人名の場合、それも中巻に関わる例が多い。以下便宜により、(1)(3)(6)(9)(10)、(2)(8)(4)(7)(11)(5)の順に検討を加える。

まず(1)のサヌキは、(a)が国名、(b)が人名の一部という相違がある。(b)の例では上文に「大箇木垂根王」があり、これと区別するために「讚岐垂根王」の「讚岐」の部分は欠かせない。「音仮名+訓」の交用表記であるから、読み誤まりの恐れもあろう。それが、文脈から国名であることの明らかな(a)に注記がなく、後出の(b)に付されている理由だと思われる。

(3)は「湏勢理」の仮名部分が共通するが、全く別の神の名である。しかも(a)は「音」のみ、(b)は「訓+音+(命)」という表記の違いがある。やはり(a)が読みやすく、(b)が誤読されやすい。これも厳密には「矛盾」のうちにははいらないだろう。

(6)の(a)「建波迹夜湏毗古命」と(b)「建波迹安王」とは同一人物であるが、(a)は系譜記事で上文「波迹夜湏毗賣」

に続く文脈なので読みやすく、(b)はこの前後「波迹」二字だけが仮名表記になっているので読みにくい。これを配慮した注記であろう。

(9)のイザの場合、(a)は発語、(b)(c)(d)は各々別の神名・人名の一部分であるという違いがある。(b)(d)が音仮名のみ  
の表記に「大神」「王」がついた形であるのに対して、(c)は「音仮名+訓+(命)」で最も読みにくくなっている。  
(a)は「詠云」に続く会話文冒頭の語なので、読みやすいと考えられたのであろう。

(10)のホムダ——の例も(9)に倣って説明できよう。即ち(a)(b)は「ホムダツケ(命)」という読みやすい音仮名表記  
であり、(c)はやはり「音仮名+訓+(王)」という交用表記である。音読する文字数も異なるから、これを「矛盾」  
と見なすのは当たらないのである。

さて(2)のイロ——の場合、まず(a)「伊呂勢」は音仮名のみ、(c)「伊呂兄」は「音仮名+訓」の表記であるから、  
両方に注記があっても「重複」の例とはならない。しかも(a)は他とは文字数が異なるので除外されよう。問題は(b)  
と(c)の前後「矛盾」ということになるが、ただ「伊呂妹」の場合は(b)(d)(e)(g)ともに注が付されていない。(f)(i)の  
「伊呂弟」とあわせて、これらには注がなくてもよいという理解がすでにあったのだろうか。そこで(c)だけに注記  
がある理由は、その交用表記の文脈、

神倭伊波礼毗古命與其伊呂兄五瀬命……

の読みにくさに求められよう。(b)「伊呂妹」と(c)「伊呂兄」とは別語でもあり、あえて「矛盾」とするには及ばな  
いと思われる。

(8)のイナビノ—郎女の場合も、右と同じく、(b)の、

又娶伊那毗能大郎女之弟伊那毗能若郎女……

という音訓交用の読みにくさに対する配慮であろうと思われる。



次の(4)の神倭伊ハレビコは、特殊な例である。(a)は上巻末尾の系譜記事であり、正式な登場は次の中巻冒頭の(b)であるので、ここに初めて施注したものと解し得よう。このような方式は、たとえば日本書紀の各天皇の即位前紀にその系譜を改めて紹介するのと似ている。また訓注の例では、仁徳紀(巻十一)に「大兄去来穗別天皇」とありながら、次の履中紀(巻十二)に改めて「去来穗別天皇、大鷦鷯天皇太子也。去来、此云伊弉。」とある、履中天皇の場合が参考になる。記序には「天御中主神以下、日子波限建鵜草葺不合命以前」を上巻とし、「神倭伊波礼毗古天皇以下、品陀御世以前」を中巻とする旨を明記している。(a)はその中巻開始の予告でしかなく、(b)の中巻初出箇所<sup>(1)</sup>に注記するのを正当と考えたものであろう。

(7)のフタヂノイリビメの三例も、うち最も正式に登場する箇所(c)に音読注が付されていると考えられるのではないだろうか。(a)(b)は垂仁天皇の子として一連の系譜記事中にあり(b)は(a)の説明)、(c)は仲哀天皇の母(皇太后)としての記事である。(4)と同様に、前後「矛盾」というような意識もなく後出箇所<sup>(2)</sup>に注記したものであろう。

(1)のウヂノワキ郎子の場合も右と同様に考えてよいだろう。即ち唯一音読注のある(d)は、ウヂノワキ郎子の本縁譚とも言うべき、父応神天皇と母宮主矢河枝比賣の妻問い物語の末尾に出ているのである。(a)は系譜記事で名のみ紹介であり、(b)(c)も父天皇と異母兄大山守命・大雀命の皇嗣問答の中に名のみ登場する箇所である。妻問いの物語は本来ならば皇嗣問答よりも先にあるべきだろうが、次の髪長比賣の物語と一括連続させる意図も働いているらしい。(d)に注記するのを「矛盾」ではなく、むしろ正当と考えていただろうことが窺われる。

最後に(5)のアレの場合。(a)に音読注がなく、(b)に、

其御子者阿礼坐阿礼二字以音故号其御子生地謂三字美也

と特別に付されている理由は、これが胎中天皇の誕生<sup>(3)</sup>ウミの地名起源説話のキイ・ワードになっていること以外には考えられないだろう。記ではアルの語は「生」「産」で表記することも可能であったが、ここは他と異なり神

託による聖誕それ自体が語られるべき重要な部分である。ウム||地名のウミの説話の中でアレの語形が表記されなければならず、しかもそれが正しく読まれる必要があったのである。神功紀には、

生、<sup>三</sup>誓田天皇於筑紫<sup>一</sup>。故時人号<sup>三</sup>其産処<sup>二</sup>曰<sup>三</sup>宇瀨<sup>一</sup>也。

とあり、釈紀所引の筑紫風土記逸文にも、

至<sup>三</sup>芋瀨野<sup>二</sup>太子誕生<sup>一</sup>。有<sup>三</sup>此因縁<sup>二</sup>曰<sup>三</sup>芋瀨野<sup>一</sup>。謂産爲芋瀨者風俗言詞耳。

とある。この「生」「誕生」も正しくアレ——と訓むべきものであろう。

以上、「矛盾」とされるすべての例について、各々何らかの理由を見出し得た。中巻に関わる例が多いのは、やはり注記の原則において上巻とは異なるものがあつたためだろう。特にそのうち(7)(8)が倭建命に関わり、(9)(10)(11)（あるいは(5)も）が応神天皇に関わる例となっているのは、根本的には中巻の撰録・改修作業の偏りに由来するのではないかと思われる。たとえば(8)の(a)(b)、(10)の(b)(c)のような近接する箇所での「矛盾」は、上巻においては必ず避けられていたのである。また詳細は今後の課題としたいが、このほか注記のない音仮名表記語の例も併せて考えてみる必要がある。さらに次稿を期したいと思う。

### 〔注〕

(1) 「音読注」の呼称は、小松英雄氏『国語史学基礎論』(昭和四十八年)に従う。

(2) 安藤正次「古事記解題」(『世界聖典全集・古事記神代卷』大正十一年。『安藤正次著作集・記紀萬葉集論考』昭和四十九年)

倉野憲司「古事記の本文と分註との関係についての本文批評的研究」(『国文学研究』一、昭和五年十月。『古事記論攷』昭和十九年)

(3) 武井睦雄「古事記」訓注とその方法(『国語学』五九、昭和三十九年十二月)  
毛利正守 a 「古事記」音注について(上)(下)(『芸林』昭

和四十二年二月・四月) b 「古事記音注私見」(『萬葉』八三、昭和四十九年二月)

小松前掲書

西宮一民「古事記上巻文脈論」(『国語と国文学』昭和五十一年五月)

神野志隆光「『古事記』分注論」(『日本文学』昭和五十五年四月)、『古事記の達成』昭和五十八年)

久田泉「『古事記』音読注・訓注の施注原理——「下效此」の場合——」(『国語と国文学』昭和五十八年九月)

木田章義「古事記そのものが語る古事記の成書過程——「以音注」を手がかりに——」(『萬葉』百十五、昭和五十八年十月)

(4) この外に次のような仮名表記の一部分が共通する例がある。

ミ、ト、ノ、マ、グ、ハ、ヒ (上28) ミ、ト、ア、タ、ハ、シ、ツ (上56)

ミ、ホ、ト (上32) ホ、ト (中97)

モ、ユ、ラ、ニ (上39) ヌ、ナ、ト、モ、モ、ユ、ラ、ニ (上42)

ト、コ、ソ (上44) ア、タ、ラ、シ、ト、コ、ソ (上44) ト (上44) コ、ソ (中162)

ウ、カ、之、御、魂、神 (上50) ウ、カ、ノ、山 (上56)

大、穴、ム、ヂ、神 (上51) 八、嶋、ム、ヂ、ノ、神 (上61)

ア、ヂ、鉏、高、日、子、根、神 (上61) ア、ヂ、シ、キ、高、日、子、根、神 (上68)

海、サ、チ、ビ、コ (上79) サ、チ (上80)

ト、ミ、ノ、ナ、ガ、ス、ネ、ビ、コ (中90) 倭、者、師、木、ト、ミ、豊、朝、倉、曙、立、王 (中122)

(中122)

真、事、ト、ハ、ズ (中121) 真、事、ト、ハ、ム (中121)

これらについても①②の場合と同様の結論が得られよう。

(5) 仮説の域を出ない。私見では、記の撰録過程において複数次の整理・増補・修訂・加筆等が行われ、音読注にもその都度新しく追加や補修が施されたと考える。

(6) 上巻では、墮カヅキ而(上38)、ヒラニ者(上41)、トガメズ而(上44)、ツムハ之大刀(上49)などになぜか音読注がない。また倭建命の条には、オレ(中129)、ケリ(中129)、イザ(中130)、荒ブル(中131)、マツロハヌ(中131)など、音読注のない例が目立つ(オレ・ケリ・イザは既述。荒ブル・マツロハヌは初出箇所注記がある)。

(昭和五十九年八月稿、六十年九月補稿)